

## 地球温暖化対策計画書

## 1 指定地球温暖化対策事業者の概要

## (1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	調布市

## (2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		東京都調布市役所							
事業所の所在地		調布市小島町二丁目35番地1							
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く	地方公務				
		産業分類名	地方公務						
	事業所の種類	用途別内訳	主たる用途	文化					
			建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	60,334.73	m <sup>2</sup>	基準年度	63,354.55	m <sup>2</sup>
			事務所	前年度末	14,263.21	m <sup>2</sup>	基準年度	15,775.37	m <sup>2</sup>
			情報通信	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			放送局	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			商業	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			宿泊	前年度末	6,036.98	m <sup>2</sup>	基準年度	6,036.99	m <sup>2</sup>
			教育	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			医療	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
			文化	前年度末	38,754.99	m <sup>2</sup>	基準年度	38,754.99	m <sup>2</sup>
			物流	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>
駐車場	前年度末	1,279.55	m <sup>2</sup>	基準年度	2,787.20	m <sup>2</sup>			
工場その他上記以外	前年度末		m <sup>2</sup>	基準年度		m <sup>2</sup>			
事業の概要		「調布市文化会館たづくり」は、地上13階、地下2階から構成されるホール等の複合施設である。 「調布市グリーンホール」は、地上5階、地下1階の自主事業及び貸館としての施設である。 「調布市役所」は、地上8階、地下2階の行政施設である。 「調布市総合福祉センター」は、地上7階、地下2階の福祉事業を目的とした行政施設である。							
敷地面積		28,694.95 m <sup>2</sup>							

(3) 担当部署

計画の担当部署	名称	調布市環境部環境政策課環境保全係
	電話番号等	042-481-7086
公表の担当部署	名称	調布市環境部環境政策課環境保全係
	電話番号等	042-481-7086

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス：	
	窓口で閲覧	閲覧場所：	調布市環境部環境政策課
		所在地：	調布市小島町二丁目35番地1
		閲覧可能時間	8：30～17：00（土日、祝日、年末年始は除く）
	冊子	冊子名：	
入手方法：			
その他	アドレス：		

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	2010	年	2	月	12	日
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度							

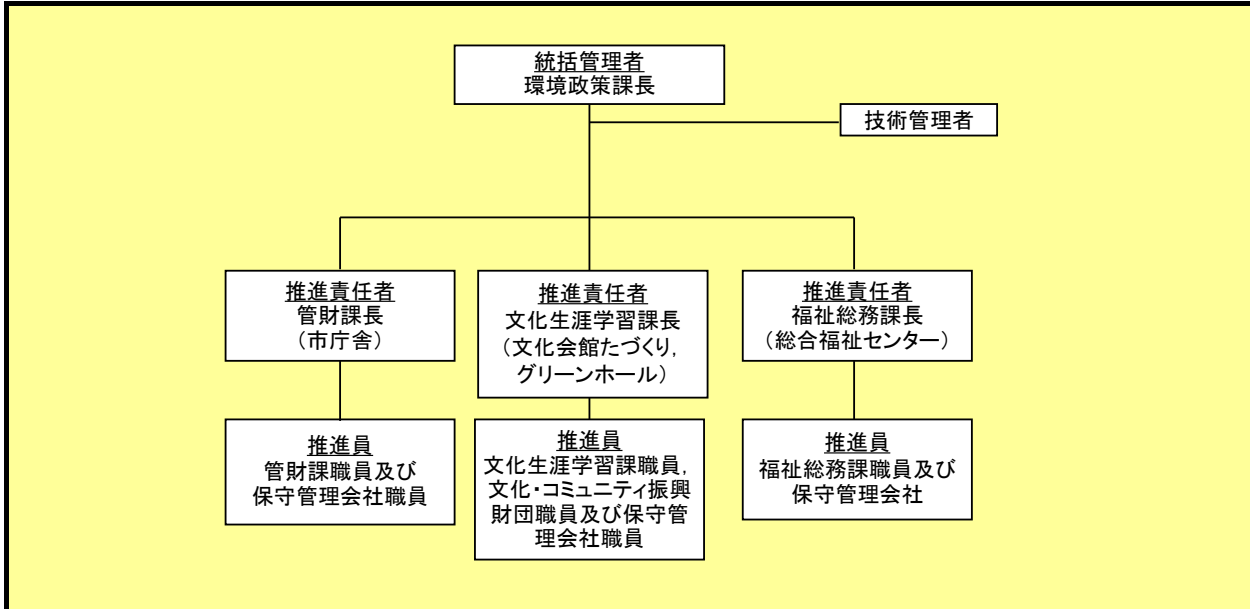
2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当事業所では、従来から環境配慮の取組を積極的に実施している。  
 以下の二つの柱を重点実施項目として、低炭素社会の実現に向け、特定温室効果ガスの削減に取り組む。

1. 事業所での省CO2への取組
2. 執務者・来庁者に対する省CO2啓発活動の実施

再エネの導入・利用に関する取組みについて：  
 「調布市環境基本計画」において、「再生可能エネルギー利用設備等の導入推進」を位置付けており、「第3次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の「施設の新築・改修等による環境配慮」において、『再生可能エネルギー設備の導入を検討する』こととしている。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	省CO2設備への更新，積極的な再生可能エネルギーの導入，執務者や来庁者への省CO2啓発活動の実施により，削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガスは，水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出である。 節水型の水栓・便器を使用しており，節水対策を実施している。新型コロナウイルス感染症対策により水道使用量が増えているが，執務者および来庁者に節水を呼びかけ，水道の使用量を現状で維持することを目標とする。		
削減義務の概要	基準排出量	5,297 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	19,335 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	27%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2025 年度から 2029 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	省CO2設備への更新，積極的な再生可能エネルギーの導入，執務者や来庁者への省CO2啓発活動の実施により，削減を目指す。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガスは，水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出である。 節水型の水栓・便器を使用しており，節水対策を実施している。今後は，執務者および来庁者に節水を呼びかけ，水道の使用量を現状で維持することを目標とする。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）		3,797				
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）					
	メタン（CH <sub>4</sub> ）					
	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF <sub>6</sub> ）					
	三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）					
上水・下水		14				
合計		3,811				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	62.9				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2003年度、2004年度、2005年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2020年度から	2024年度まで
----------	----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	5,297	5,297	5,297	5,297	5,297	26,485
	削減義務率(B)	27.00%	27.00%	27.00%	27.00%	27.00%	
	排出上限量(C = ΣA - D)						19,335
	削減義務量(D = Σ(A × B))						7,150
実績	特定温室効果ガス排出量(E)	3,797					3,797
	排出削減量(F = A - E)	1,500					1,500

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	新型コロナウイルス感染症対策による施設の利用制限により温室効果ガス排出量が減少した。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
			<b>【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】</b>		
1	160200	16_建物の省エネルギー	市庁舎への複層ガラスの導入	2011年度	
2	120300	12_運転管理及び効率管理	文化会館たづくりの電算機械室空調運用改善	2012年度	
3	120300	12_運転管理及び効率管理	総合福祉センターの蛍光灯の間引き	2012年度	
4	150100	15_受変電設備の管理	高効率照明の導入(市庁舎)	2013年度	
5	130200	13_空気調和設備の効率管理	文化会館たづくりのエアコンの更新	2013年度	
6	130200	13_空気調和設備の効率管理	総合福祉センターの空調設備の交換	2015～2016年度	
7	130200	13_空気調和設備の効率管理	グリーンホールの空調動力（ポンプ）のインバータ化	2015年度	
8	150200	15_照明設備の運用管理	文化会館たづくりのLED誘導灯の導入	2015年度	
9	130200	13_空気調和設備の効率管理	氷蓄熱1次冷水ポンプのインバータ化	2015年度	
10	110200	11_主要設備等の保全管理	文化会館たづくりのアトリウム樹木のフェイク化	2015年度	
11	150200	15_照明設備の運用管理	文化会館たづくりのLED照明の導入	～2021年度	
12	329900	32_ボイラー・工業炉・蒸気系統・熱交換器等に係るその他の削減対策	文化会館たづくりのボイラー制御盤更新	2017年度	
13					
14					
15					
16					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
17					
18					
19					
20					
	(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)				
71					
72					
73					
	【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】				
81					
82					
83					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
91					
92					
93					

## 8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当事業所では、日頃から温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

### 1. 事業所での省CO2への取組

(1) H17年度に調布市庁舎と調布市文化会館たづくりに対し、省CO2と省コストを両立させる手法であるESCO事業を実施した（H18年度～H22年度）。運用開始後もデータを詳細に検証することにより、運用の最適化を実現することで、特定温室効果ガスを大幅に削減した。

#### <ESCO事業概要>

##### ○調布市庁舎…リニューアル型ESCO

- ・高効率熱源機への改修（氷蓄熱）
- ・高効率給湯機（エコキュート）への改修
- ・インバータ技術の導入（空調機・ポンプ）
- ・CO2濃度による外気取り入れ量制御
- ・高効率照明安定器の導入

##### ○調布市文化会館たづくり…チューニング型ESCO

- ・空調機温度制御の最適化
- ・暖房用熱源の高効率化
- ・インバータ技術の導入（ポンプ）
- ・CO2濃度による外気取り入れ量制御
- ・CO濃度による駐車場換気制御
- ・高効率照明安定器の導入

(2) 調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、第4次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（R3-R7）に基づき、温室効果ガス削減の取り組みを進めていく。

### 2. 執務者・来庁者に対する省CO2啓発活動の実施

執務者・来庁者に対する省CO2意識向上を目指し、市ホームページや市の広報及び啓発用のポスターなどの提示により、意識改革に向けた取組を積極的に推し進めている。また本庁舎においては、ISO14001環境マネジメントシステムに基づく取組を実施し、その他公共施設においてはISO14001環境マネジメントシステムに準拠した取組を実施している。

再エネの導入・利用に関する取組について：

#### 1. 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の実施

調布市では、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を開始し、H25年度に屋根貸し事業者と協定を締結し、H26年度から34施設において発電（売電）が開始されている。本事業は、市の公共施設の屋根等を貸し出し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した太陽光発電事業を実施することにより、再生可能エネルギーの普及・促進、停電時の電力確保、収益の一部を市や市域へ還元することを目的としている。